

公益財団法人加古川食肉公社旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人加古川食肉公社定款（以下「定款」という。）第13条及び第26条の規定に基づき、公益財団法人加古川食肉公社（以下「公社」という。）の用務のために旅行する理事、監事、評議員及び職員等に対し、必要な事項を定めることを目的とする。

(旅行命令等)

第2条 旅行は理事長又はその委任を受けた者の発する旅行命令等によって行わなければならない。

(旅費の支給)

第3条 理事、監事、評議員及び職員等が旅行した場合には別表に定めるところにより旅費を支給する。

(旅費の計算)

第4条 旅費は最も経済的な通常の経路及び方法により計算する。

(航空運賃)

第5条 航空運賃は用務の性質上旅費命令者が特に必要があると認めた場合に限りこれを支給する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行うものとする。

別表（第3条関係）

（単位：円）

種別 区分		日当	宿泊費	食卓料
		（1日につき）	（1夜につき）	（1夜につき）
定款第20条第2項に規定する理事（ただし、加古川市職員であって選定された者を除く。）	交通費（鉄道（バス含む）普通運賃、特急（急行）料金、船賃（2階級の場合、上級、3階級の場合、中級の料金）、座席指定料、車賃（陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ1キロメートル当たり37円又は実費額）の合計額）	2,500	14,000	2,500
定款第20条第2項に規定する理事を除く理事、監事及び評議員（ただし、加古川市職員であって選任された者を除く。）	交通費（鉄道（バス含む）普通運賃、特急（急行）料金、船賃（2階級の場合、上級、3階級の場合、中級の料金）、座席指定料、車賃（陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ1キロメートル当たり37円又は実費額）の合計額）	2,000	12,500	2,000
理事、監事及び評議員（ただし、加古川市職員であって選任された者）並びに職員等	加古川市職員等旅費条例（昭和63年12月22日条例第25号）の規定を準用			

附 則

（施行期日）

- この規程は、公益財団法人への移行登記の日から施行する。
（財団法人加古川食肉公社旅費規程の廃止）
- 財団法人加古川食肉公社旅費規程は、廃止する。
（経過措置）
- この規程の規定は、この規程の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成 26 年 5 月 27 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 7 月 7 日から施行する。